

令和2年度経済産業省委託業務報告書

令和2年度化学物質安全対策
(化学物質管理分野におけるアジア協力に関する調査)
調査報告書

令和3年3月
株式会社エックス都市研究所

目次

1. 調査概要	1
1. 1 目的	1
1. 2 調査内容	1
2. 二国間協力関連調査	3
2. 1 ASEAN 地域における現地日系企業ヒアリング調査	3
2. 2 ベトナムにおける MAD 制度及び GLP に関する調査	14
2. 3 タイ及びベトナムとの二国間会合の対応	16
3. 多国間協力関連調査	18

1. 調査概要

1. 1 目的

アジア地域においては、近年、登録審査規制、表示規制、最終製品含有物質に関する規制等の化学物質管理制度が導入されつつある。これらの取組がアジア各国で個別に進められ、アジア各国で異なる化学物質管理制度が導入されると、アジア域内でサプライチェーンを構築している日系企業にとって円滑な貿易の支障となるおそれがある。そのため、アジア各国において導入されつつある化学物質管理制度が、リスクベースかつ日本を含むアジア域内において親和性が高いものとなるような協力を進めることが急務となっている。

そのため、本事業では、特に ASEAN 地域における我が国企業の円滑なサプライチェーン構築のため、化学物質管理制度の側面から、リスクベースかつ日本と調和した化学物質管理制度構築の支援を目的として、二国間及び多国間協力のための調査を行った。

1. 2 調査内容

(1) 二国間協力関連調査

①ASEAN 地域における現地日系企業ヒアリング調査

ASEAN のうち、2 か国（タイ、ベトナム）の現地の日系企業に対してヒアリングを実施し、現状の各国における化学物質管理制度における現地日系企業の課題を抽出し、今後の二国間協力に向けた方向性を整理した。

具体的には、タイ、ベトナム現地の商工会議所を通じたヒアリング対象候補企業の調査・選定を行ったうえで、計 19 社へのヒアリング調査を実施した。

②ベトナムにおける MAD 制度及び GLP に関する調査

ベトナムにおいて Mutual Acceptance of Data：データの相互受理（MAD）制度の導入及び Good Laboratory Practice：優良試験所基準（GLP）に基づいた試験施設の構築に向けた検討がされている。今後、日本の GLP 試験施設との連携も想定されるところ、GLP 試験施設に所属する有識者が行う調査実施を支援した。

具体的には、調査において必要となる相手国関係者（政府関係者及びベトナム現地の試験施設）に対する調査に係る調整、通訳手配等を実施した。

③タイ及びベトナムとの二国間会合の対応

化学物質管理制度に関するタイ及びベトナムとの二国間会合の開催支援（事前調整、資料作成、進行支援、議事録作成等）を行った。

(2) 多国間協力関連調査

○AJCSD 改善・普及のための情報収集・整理及び対応方針検討

日 ASEAN 経済産業協力委員会（AMEICC）の枠組みの下において構築され、リスクベ

ースかつ日本と調和した化学物質管理制度構築の支援を目的として、現在運用されている日 ASEAN 化学物質情報基盤 (AJCSD) に関わる会合の対応を行った。具体的には 2020 年 8 月にオンラインで開催された AMEICC 関連会合の開催支援 (資料作成支援、進行支援、議事録作成等) を行った。

(3) 報告書の作成

上記調査結果を報告書としてとりまとめた。

2. 二国間協力関連調査

2. 1 ASEAN 地域における現地日系企業ヒアリング調査

タイ及びベトナムの2か国を対象として、現地の日系企業に対してヒアリングを実施し、現状の各国における化学物質管理制度における現地日系企業の課題を抽出し、今後の二国間協力に向けた方向性を整理した。

同ヒアリング調査の実施に際しては、タイ、ベトナム両国の商工会議所を通じたヒアリング対象候補企業の調査・選定を行った。

(1) タイ及びベトナム現地の商工会議所を通じた調査協力依頼

タイ及びベトナム現地において、化学品（化学物質、塗料、メッキ、プラスチック、ゴム等）を取り扱っている日系企業を幅広く対象とする観点から、両国の商工会議所に属する企業を本調査対象の母集団とすることとした。そこで、両国の商工会議所の事務局より、化学品の製造、輸出入等に関係する部会の会員企業への調査依頼状送付についての協力を得た。また、調査回答期限の前に再度会員企業へ連絡していただいた。調査依頼の対象の概要を表2. 1. 1に示す。

表2. 1. 1 タイ及びベトナムの商工会議所を通じた調査協力依頼の概要

国	商工会議所	部会	調査依頼数	調査協力依頼期間
タイ	バンコク日本人商工会議所 (JCC)	化学品部会	340 社	2020 年 9 月 18 日 ～10 月 9 日
ベトナム	ベトナム日本商工会議所 (JCCI)	工業部会、 貿易部会	416 社 ¹	2020 年 9 月 23 日 ～10 月 9 日

(2) プレ調査結果の概要

(1) の調査依頼状の送付とあわせて、ヒアリング調査実施に先立ち、以下の内容を把握するためのプレ調査を送付した。

i 企業の概要

- ・企業名（現地及び日本法人）
- ・化学品の取扱い状況（製造、輸入、使用、その他）
- ・化学品の種類
- ・従業員数
- ・ヒアリング調査への協力の可否

ii 各国における化学物質管理制度における課題等（いずれも選択肢での回答方式）

- ・各国における現行の化学物質管理制度の未整備・運用不備や日本の制度との不調和

¹ 2020 年 9 月 23 日時点での JCCI ホームページ上の工業部会、貿易部会の会員数
<https://jcci.vn/about-jcci/members/>

- ・各国の化学物質管理制度の動きで懸念される事項
- ・実現が望まれる各国の制度整備・調和

回答結果の概要を以下に示す。

①回答企業数及び回答企業における化学品の取扱い状況

プレ調査に回答した企業数は、タイ 48 社、ベトナム 26 社であった。化学品の取扱い状況としては、タイの回答企業では化学品の製造（「製造・輸入」及び「製造のみ」）が過半数を占めていたのに対し、ベトナムの回答企業では使用（「輸入・使用」及び「使用のみ」）が過半数を占めていた。

表 2. 1. 2 プレ調査の回答企業における化学品の取扱い状況

	タイ		ベトナム	
	回答数	割合	回答数	割合
製造・輸入	24	50%	5	19%
製造のみ	3	6%	1	4%
輸入のみ	13	27%	4	15%
輸入・使用	3	6%	10	38%
使用のみ	5	10%	5	19%
その他	0	0%	1	4%
総回答数	48	100%	26	100%

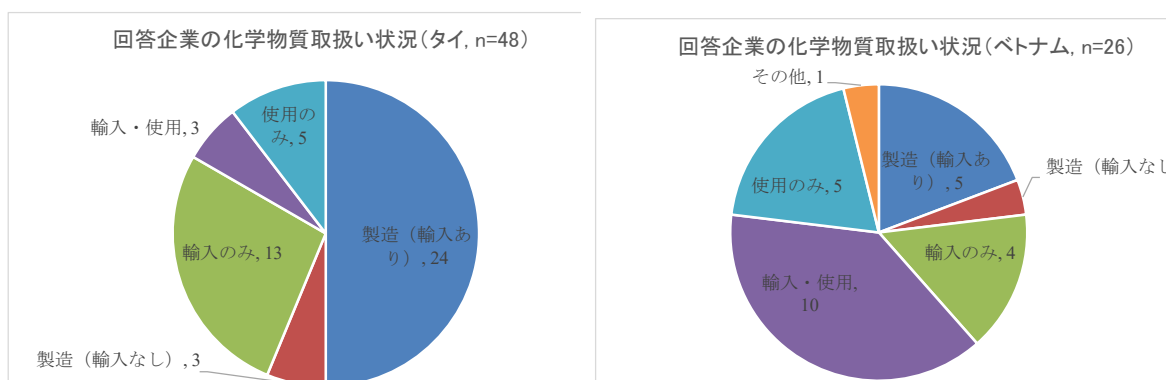


図 2. 1. 1 プレ調査の回答企業における化学品の取扱い状況

②現行の化学物質管理制度の未整備・運用不備や日本の制度との不調和に関する課題

プレ調査に回答した企業数における現行の化学物質管理制度の未整備・運用不備や日本の制度との不調和に関する課題は、タイでは「GHS 分類・ラベル表示」と「免除規定」の二項目は 30%程度と比較的少なかったが、それ以外の項目は約半数以上を占め、中でも「担当局の対応の遅さ」と「窓口による意見の不一致」が 60%程度と比較的多かった。一方、ベトナムでは、いずれの項目も概ね約半数程度を占めていた。

表 2. 1. 3 現行の化学物質管理制度の未整備・運用不備や日本の制度との不調和に関する課題（プレ調査結果）

	タイ		ベトナム	
	回答数	割合	回答数	割合
GHS 分類・ラベル表示	16	33%	15	58%
化学物質データベース	25	52%	13	50%
担当局の対応の遅さ	31	65%	14	54%
窓口による意見の不一致	30	63%	11	42%
規制情報の不足	26	54%	14	54%
CBI の取扱い	22	46%	12	46%
免除規定	15	31%	11	42%
総回答数	48	—	26	—

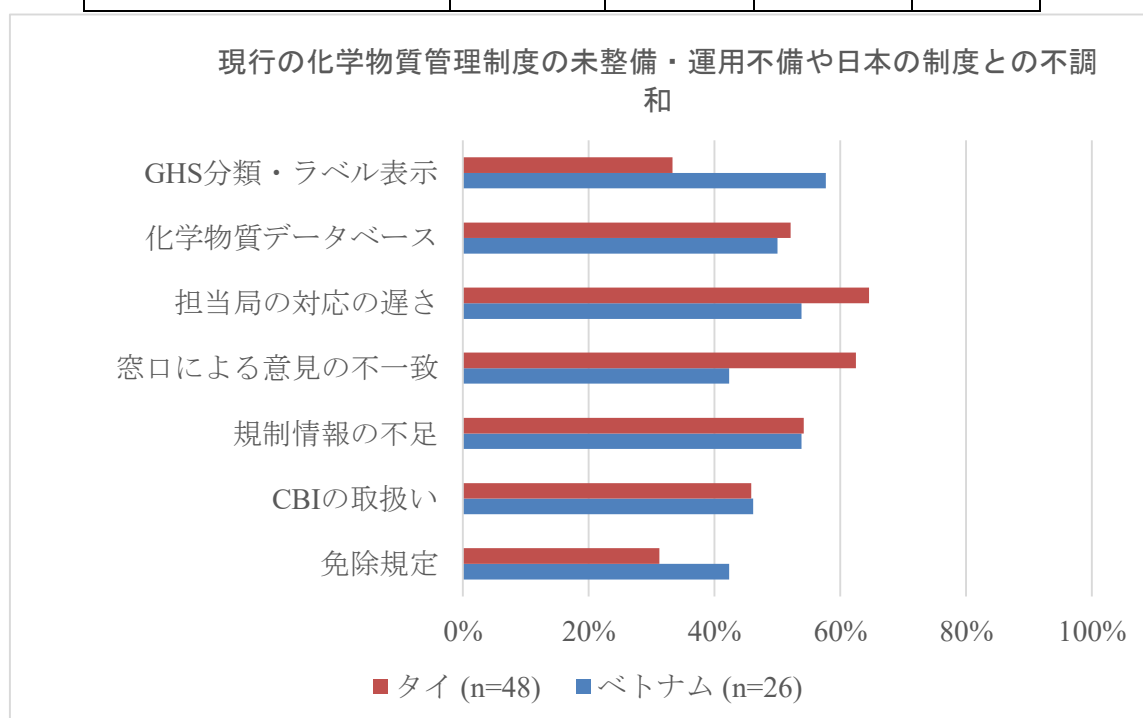


図 2. 1. 2 現行の化学物質管理制度の未整備・運用不備や日本の制度との不調和に関する課題（プレ調査結果）

③化学物質管理制度の動きで懸念される事項

プレ調査に回答した企業における化学物質管理制度の動きで懸念される事項は、タイ、ベトナムの両国とも、「化学物質インベントリ」、「リスク評価」、「各国法制度のルール」のいずれの項目も概ね 60%以上を占めていた。

表 2. 1. 4 化学物質管理制度の動きで懸念される事項（プレ調査結果）

	タイ		ベトナム	
	回答数	割合	回答数	割合
化学物質インベントリ	29	60%	15	58%
リスク評価	30	63%	16	62%
各国法制度のルール	34	71%	14	54%
総回答数	48	—	26	—

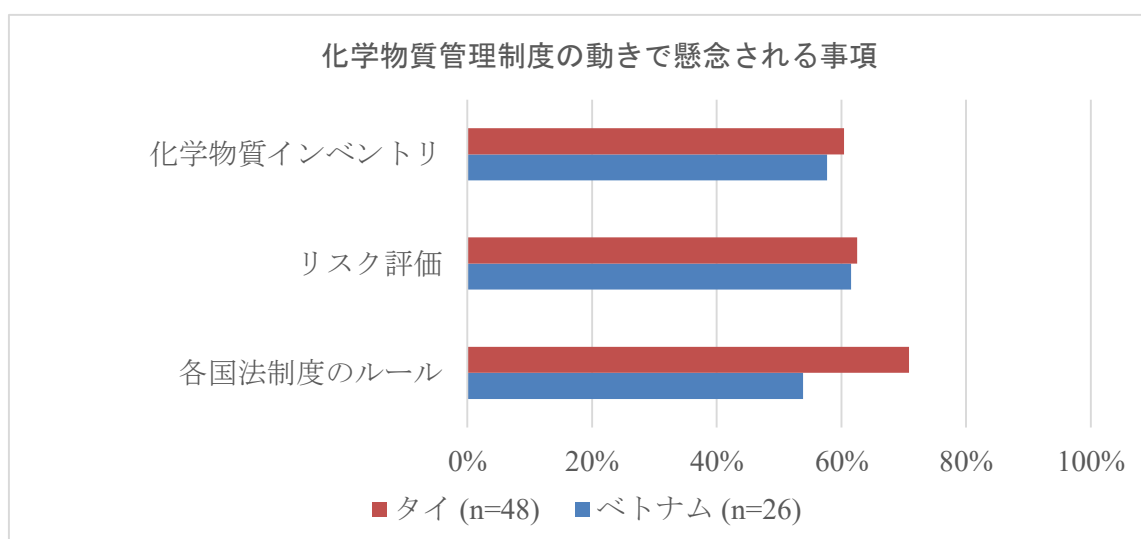


図 2. 1. 3 化学物質管理制度の動きで懸念される事項（プレ調査結果）

④実現が望まれる制度整備・調和

プレ調査に回答した企業における実現が望まれる制度整備・調和は、タイ、ベトナムの両国とも、「化審法インベントリ手続きの簡素化」、「新規化学物質の審査方法」、「既存化学物質のリスク評価方法」のいずれの項目も 60%以上を占めていた。

表 2. 1. 5 実現が望まれる制度整備・調和（プレ調査結果）

	タイ		ベトナム	
	回答数	割合	回答数	割合
化審法インベントリ手続きの簡素化	34	71%	16	62%
新規化学物質の審査方法	33	69%	17	65%
既存化学物質のリスク評価方法	33	69%	16	62%
総回答数	48	—	26	—

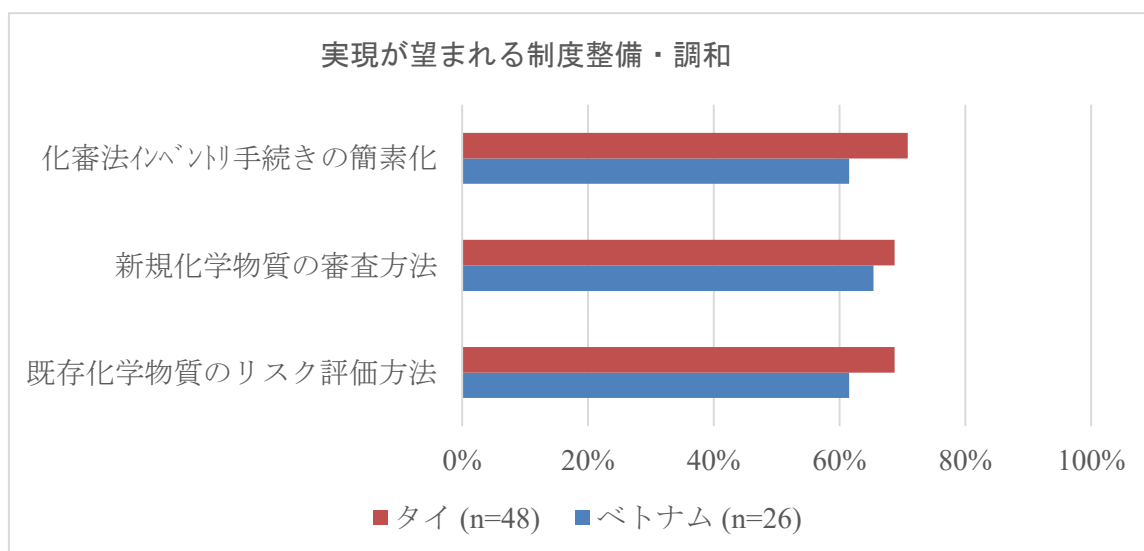


図 2. 1. 4 実現が望まれる制度整備・調和（プレ調査結果）

(3) ヒアリング調査結果の概要

上記(1)(2)を通じて、ヒアリング調査への協力可と回答のあった日系企業に対して、ヒアリングを実施した。ヒアリングの実施概要及びヒアリング結果概要をそれぞれ表2.1.6及び表2.1.7に示す。

表2.1.6 タイ及びベトナムの現地日系企業へのヒアリング調査の実施概要

ヒアリング調査の実施概要		
実施期間	2020年10月27日～11月19日	
実施方法	オンライン	
ヒアリング内容	1) 各国（タイ又はベトナム）における現行の化学物質管理制度の未整備・運用不備や日本の制度との不調和 2) 各国（タイ又はベトナム）の化学物質管理制度の動きで懸念される事項 3) 実現が望まれる各国（タイ又はベトナム）の化学物質管理制度整備・調和 4) その他要望など	
ヒアリング対象	タイ	11社
企業数 ²	ベトナム	8社

² 調査の取りまとめには、プレ調査における具体的な記述の回答（タイ6社、ベトナム4社）も含めた。

表 2. 1. 7. ヒアリング調査結果概要：

ヒアリング項目		タイ	ベトナム
1) 現行の化学物質管理制度の未整備・運用不備や日本の制度との不調和	GHS 分類、ラベル表示・SDS の不調和	● タイ及び日本を含む海外で採用している GHS のバージョンの違い ● 混合物中の成分含有率が幅で記載されている場合の対応 ● SDS へ記載する情報（参照する安全性データ）の齟齬 ● SDS、ラベルのタイ語への翻訳	● ベトナムで準拠している GHS のバージョンが不明確 ● 日本を含む海外で採用している GHS のバージョンの違い ● ベトナム独自のラベル記載項目（製造日、使用期限）への対応 ● SDS・ラベル表示の不徹底
	化学物質データベースの不備	工業省工場局 (DIW) が 2020 年 7 月に公開した化学物質インベントリ第 1 版に対して ● CAS 番号が不正確 ● 商品名での収載、CAS 番号に該当する物質名での非収載 ● 有害物質とインベントリ収載物質の関係性が不明確 ● リスク評価（優先順位付け）結果などの詳細情報の不足 ● タイ語のみでの情報	商工省化学品庁 (VINACHEMIA) が運営する国家化学物質データベースに対して ● インベントリ登録のステータスをベトナム国内のデータベース登録ユーザのみが確認可（海外法人はユーザ登録不可でインベントリ登録のステータスが参照不可） ● インベントリ登録のステータス情報がダウンロード不可 ● 安全性情報の不足 ● 検索性の悪さ
	担当省庁の対応の遅さ／対応窓口による意見の不一致	● 問合せへの返答が遅い（下記の場合） ・成分情報が幅の場合の対応 ・CAS 番号がない化学物質の登録の場合 ・防衛省からの許認可を得る場合 ・新型コロナ禍での輸入ライセンスの発行 ● 担当者により異なる必要書類、指示 ・有害物質の登録、タイミング ・詳細な情報提出の要求 ・以前は同じ書類で許可されたものが許可されない ・明確な判断基準がないため、その都度の対応となる ・税関とのやり取り	● 全般的に不明瞭な対応⇒担当官都合による特例ルールへの懸念 ・必要な書類が不明確 ・担当官の指示が曖昧、回答が遅い ● インベントリ登録時 ・必要書類を提出済みでも登録が進んでいない ・提出書類が不明確（前回不要だった書類の提出が要求される） ・問合せへの回答が遅い ・担当官が少ない ・サンプル品の扱いが不明確 ● 規制物質の輸出入ライセンス取得時 ・当局の反応が遅い、必要な査察が行われない ● 前駆体の手続き時 ・法令、所管官庁、物質リストが不明確 ● 通関手続き時の懸念 ・税関職員の対応（事前登録済みの場合であっても） ・サンプル品の輸入時の追加情報提出

ヒアリング項目		タイ	ベトナム
	規制情報の不足	● 当局からのタイムリーで分かりやすい説明、情報発信の不足（タイ人向けでも） ● 英語での情報の不足 ● 化学物質別の規制、所管官庁、許認可に係る業法に関する情報の不足（有害物質法に限らない） ● ウェブでの情報の未整備（DIW 以外）	● 当局からのタイムリーな情報発信の不足（自ら手探りで情報収集が必要） ● 英語、日本語での情報の不足
	企業秘密情報（CBI）の取扱い	● サプライヤの CBI 手続きに関する認識不足 ● 輸入者側での CBI 対応状況の把握困難 ● 当局の CBI 対応の遅さ（担当者不足） ● インベントリ確定後の CBI 未申請物質の輸入不可の懸念 ● CBI 未申請物質のインベントリ上での公開の懸念	● CBI 制度が未確立 ・簡易な手続きが必要 ・少量新規の場合の物質名、企業名の秘匿が必要 ● サプライヤから情報開示されない場合の当局からの 100%組成開示の要求への対応
	免除規定	● 研究開発用途 ● 不純物、副生成物の閾値 ● 天然物、ポリマーの規程	● 研究開発用途の免除 ● 輸入申告の際の閾値の解釈（製品全体量か成分ごとの量か）
	その他	● 規制物質の不一致（輸入ライセンスが必要な物質） ● 規制の遵守を求められる範囲や期限が不明確	● 国際的な基準を導入しようとしても当局の対応が追いついていかない ● ユーザからの問い合わせ対応への対応（他社製品の場合に対応に苦慮）
2) 化学物質管理制度の動きで懸念される事項	化学物質インベントリ	● インベントリの登録状況が不明確 ● インベントリ収載物質の分類結果、同インベントリの活用方法が不明確 ● 登録すべき物質の基準が不明確 ● 収載されている物質数が少ない ● 登録物質と登録事業者が紐づいている（同じ化学物質でも取り扱う輸入者が複数ある場合は各社が輸入の登録を行う必要がある） ● 登録が製品名の場合がある	● インベントリ確定までのスケジュールが不明確 ● インベントリ確定後の新規化学物質審査制度が不明確 ● 収載物質数（少ないのではないか） ● 登録困難な物質 ・CAS 番号のない物質 ・サプライヤから情報開示されない物質
	リスク評価	● リスク評価の実施主体、評価手法、施行時期が不明確 ● REACH 型となった場合の運用困難の懸念 ● 新規化学物質に要求される評価、試験、費用の懸念 ● 既存取扱製品や最終製品の安全性確認が要求されることへの懸念	● 厳しい評価制度の導入、データの要求の懸念 ● ベトナム国内に特化した試験方法採用の懸念

ヒアリング項目		タイ	ベトナム
	各国法制度におけるルール	● 急な規制開始の懸念（周知が不徹底） ● 現在の化学物質に係る所管官庁、法令が複雑、理解困難 ● 今後の化学物質管理法制度の所管官庁、方向性、要求事項が不明確 ● サンプルや少量の輸入の際の通関手続きの実態が不明確	● 規制導入スケジュールが不明確、猶予期間の確保 ● 規制情報が不明確 ・規制物質が不明確（CAS 番号と物質名のどちらに従うかはっきりしない場合） ・閾値が不明確 ● SDS の言語の運用（いつまで英語での運用が認められるか） ● 通関時の手続きの煩雑さ
3) 実現が望まれる化学物質管理制度の整備・調和	化審法インベントリ収載物質の手続きの簡素化、新規化学物質審査、既存化学物質のリスク評価方法の調和	● 日本や海外で安全性が確認されている物質の手続き（データの承認を含む）の簡素化 ● 登録制度、新規化学物質審査制度の国際的な調和 ● 免除規定等のクライテリアの調和 ・届出や審査が必要となる閾値 ・ポリマーの規定	● 日本及び海外で既存化学物質インベントリに収載されている物質に関する手続きの簡素化 ● 免除規定 ・科学研究用途 ● 登録や評価に用いる有害性情報 ● リスク評価手法（優先順位付け）
	その他	● CAS 番号などの共通番号による規制物質等の特定 ● 規制物質の調和 ● 規制対象の要件の明確化	● GHS に基づく SDS やラベル作成の基準、ASEAN 域内での共通化
4) その他の要望等	日本政府向け	● 日系企業向けの日本語での情報提供・セミナー ● 日系企業のタイ人スタッフ向けの研修 ● 日本及びタイでの規制状況（規制物質リスト及び規制内容）の提供	● 日系企業向けのセミナー、情報発信 ● GHS 研修
	各国政府向け	● 化学物質管理の所管官庁の一元化 ● 化学物質関連法規のデータベース化、情報の一元化 ● 最新の規制情報の発信（タイ語、英語） ● 登録手続き等に関するテンプレートやマニュアルの整備・更新 （担当省庁の対応の遅さ／対応窓口による意見の不一致や規制情報の不足に関連して出てきた要望）	● 日本本社からの国家化学物質データベース情報閲覧 ● 英語での規制情報の発信 ● 当局ウェブサイト上での FAQ の公開 （データベースの不備、担当省庁の対応の遅さ／対応窓口による意見の不一致や規制情報の不足に関連して出てきた要望）

（４）今後の二国間協力に向けた方向性

ヒアリング結果を通じて得られた課題等に対応した、今後のタイ及びベトナムとの二国間協力に向けた方向性としては、以下のように整理できる。

また、これらの結果を両国との二国間会合で提示することにより、対応を促していくことも有効なものと考えられる。なお、ベトナムに対しては、本業務で開催した二国間会合で本調査結果の概要を説明した（２．３参照）。

①GHS 対応（SDS、ラベル表示等）の不調和

AOTS 事業として、タイ、ベトナムを含む ASEAN 諸国における GHS 研修事業が実施されているところ、引き続き、政府機関及び民間企業のキャパシティ・ビルディング並びに普及啓発に努めることが望ましい。なお、ASEAN 域内では、GHS の改訂第 7 版に準拠する方向で調和の検討が進められている一方、日本の改訂 JIS³は第 6 版に準拠していることには留意が必要である。

②当局における対応の遅さや担当者による意見の不一致

経済産業省では、化審法に関する各種の法文書、規定やマニュアル類の他、Q&A を作成してウェブサイト上で公表している⁴。また、英語版のサイトを作成、公表している⁵。このような日本の取り組みを紹介しつつ、各国に統一的な見解を整理した、マニュアル類や Q&A の作成・公表を推奨していくことが有効と考えられる。

③規制情報の不足や今後、導入が検討されている規制スケジュールが不明確

上記②同様に、各国にウェブサイト上での各種規制等の最新情報のタイムリーな提供（可能であれば英語での情報も）を推奨していくことが有効と考えられる。

また、AMEICC の枠組みの下で、開発・運用されてきている日 ASEAN 化学物質管理データベース（AJCSD）⁶において（３．参照）、各国の規制物質リストが収載されている。同データベースの普及を促進していくことも有効と考えられる。

④制度設計の内容が不明確

日本等先進国の既存化学物質インベントリ収載物質の手続き簡素化やインベントリ確定

³ JIS Z7252:2019 GHS に基づく化学物質等の分類方法、
JIS Z7253:2019 GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

⁴ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）ホームページ
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/index.html

⁵ CSCL (Chemical Substances Control Law) ホームページ（英語）
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/english/cscl/index.html

⁶ ASEAN-Japan Chemical Safety Database
https://www.ajcsd.org/chrip_search/html/AjcsdTop.html

後に必要となる既存化学物質リスク評価、新規物質審査（GLP/MAD、CBI、免除規定、ポリマーなどの個別事項含む）について、引き続き、二国間会合で各国当局に情報提供を行い、各国当局並びに事業者の負担を減じるような制度設計に貢献していくことが有効と考えられる。

2. 2 ベトナムにおける MAD 制度及び GLP に関する調査

ベトナムにおいて Mutual Acceptance of Data：データの相互受理（MAD）制度の導入及び Good Laboratory Practice：優良試験所基準（GLP）に基づいた試験施設の構築に向けた検討がされている。今後、日本の GLP 試験施設との連携も想定されるところ、GLP 試験施設に所属する有識者が以下の内容を把握するために実施する調査を支援した。

- ①ベトナム商工省における MAD 制度の導入に向けた検討状況調査
- ②ベトナム商工省における GLP に基づいた試験施設の構築に関する検討状況調査
- ③日系 GLP 施設が連携する上での市場調査、人材供給事情等の事業性等に関する情報収集及び整理

本調査結果は、ベトナム商工省との二国間会合（2. 3 参照）の際に共有されるとともに、経済産業省化学物質管理課に報告がなされた。

（1）ベトナム商工省との会合開催支援

ベトナム商工省（MOIT）化学品庁（VINACHEMIA）の担当者に、本調査の趣旨説明及び調査協力を依頼するための会合（表 2. 2. 1）を開催するための事前調整、通訳手配を行った。

表 2. 2. 1 本業務で開催支援を行ったベトナムとの MAD 制度及び GLP に関する会合の概要

会合概要	
会合名	ベトナム商工省（MOIT）化学品庁（VINACHEMIA）との MAD 制度及び GLP に関する会合
開催日時	2020 年 11 月 13 日（金）11:00～12:10（日本時間）
開催場所	オンライン
参加者	日本：GLP 試験施設、エックス都市研究所（EXRI） ベトナム：MOIT-VINACHEMIA 化学品安全・事故対応センター ⁷
協議概要	・調査の趣旨説明及び MOIT への調査協力依頼 ・MOIT における MAD 制度導入、GLP 試験施設整備に関する検討状況、 国家化学物質インベントリ（NCI）登録の担当人員の把握

（2）市場調査等に関連する情報収集支援

日系 GLP 施設が連携する上での市場調査、人材供給事情等の事業性等に関する情報収集の一環として、有識者より、2. 1 で実施したベトナム現地日系企業ヒアリング調査への同

⁷ Chemical Safety and Incident Response Center

席の希望があったことから、先方企業への了解取り付けを行った。最終的に了解が取り付けられたのは4社であった。

（３）ベトナム国内の試験施設に関するアンケート調査の実施支援

有識者によるベトナム国内の試験施設8か所に対するアンケート調査が計画されたことから、2021年1月～3月の期間に同調査の実施に係る以下の支援を行った。同調査の実施に際しては、MOITの協力を得ることとし、MOITから各試験施設に一報を入れた後、有識者より調査依頼文及び調査票を送付することとした。最終的にアンケート調査への回答が得られたのは7施設であった。

- ・ MOIT の推薦する試験施設の聞き取り、関連資料の入手
- ・ 試験施設への調査依頼文案の作成及びベトナム語訳
- ・ 有識者の作成した調査票のベトナム語訳
- ・ MOIT 担当者との試験施設への調査依頼に関する調整（連絡先の入手を含む）
- ・ 試験施設の担当者への調査回答依頼

2. 3 タイ及びベトナムとの二国間会合の対応

化学物質管理制度に関するタイ及びベトナムとの二国間会合の開催支援を行った。具体的には、表2. 3. 1の会合開催に係る両国の担当者との事前調整、日本側の説明資料作成、進行支援、議事録作成等を行った。

表2. 3. 1 本業務で開催支援を行ったタイ及びベトナムとの二国間会合の概要

No.	会合概要	
1	会合名	タイ工業省（MOI）工場局（DIW）との二国間会合
	開催日時	2020年8月4日（火）11:00～14:40（日本時間）
	開催場所	オンライン
	参加者	日本：経済産業省（METI）化学物質管理課、製品評価技術基盤機構（NITE）、日本化学工業協会（JCIA）、エックス都市研究所（EXRI） タイ：MOI-DIW 有害物質管理部 ⁸ 、産業安全技術促進部 ⁹
	議事	・有害物質法の施行や改正に係る現状と課題（DIW） ・化審法におけるリスク評価及びスクリーニング評価方法（EXRI） ・総合討論（METI、DIW 及び参加者）
	協議概要	・タイ側より、有害物質法における管理の状況、化学物質インベントリの検討状況、今後の課題等について説明。 ・日本側より、化審法におけるリスク評価、ポリマーの取扱い、CBIについて説明。 ・日本における製造・輸入数量の免除規定、CBI、スクリーニング評価手法等の運用状況及びタイにおける化学物質インベントリの開発状況及び今後の制度構築の予定等について議論。
2	会合名	ベトナム商工省（MOIT）化学品庁（VINACHEMIA）
	開催日時	2021年3月5日（金）10:30～13:00（日本時間）
	開催場所	オンライン
	参加者	日本：経済産業省（METI）化学物質管理課、製品評価技術基盤機構（NITE）、日本化学工業協会（JCIA）、GLP 試験施設、エックス都市研究所（EXRI） ベトナム：MOIT-VINACHEMIA
	議事	・ベトナム現地日系企業が直面するベトナムの化学物質管理制度に関する課題（EXRI） ・国家化学物質インベントリ（NCI）、NCI 及び新規化学物質評価に

⁸ Hazardous Substance Management Division

⁹ Industrial Safety Technology Promotion Division

No.	会合概要	
		関する政令案の策定に関する進捗（VINACHEMIA） ・ 総合討論（METI、VINACHEMIA 及び参加者） ・ ベトナムにおける GLP 試験施設の状況（GLP 試験施設）
	協議概要	・ 日本側より、ベトナム現地日系企業が直面するベトナムの化学物質管理制度に関する課題について説明。 ・ ベトナム側より、化学物質法規制の現状、国家化学物質データベースの活用状況、NCI 及び新規化学物質評価に関する政令の検討状況等について説明。 ・ 化学品法の改正の検討、NCI 及び新規化学物質評価に関する政令の検討に関する今後の方針や GHS 対応等について議論。 ・ 日本の化審法において新規化学物質評価に求められる試験項目及び GLP 適合確認手続きについて議論した後、日本側より、ベトナムにおける GLP 試験施設の状況について説明。

3. 多国間協力関連調査

日 ASEAN 経済産業協力委員会 (AMEICC) の枠組みの下において構築され、リスクベ
ースかつ日本と調和した化学物質管理制度構築の支援を目的として、現在運用されている
日 ASEAN 化学物質情報基盤 (AJCSD) に関わる会合の対応を行った。具体的には、2020
年 8 月にオンライン (主催国：タイ) で開催された表 3. 1 の AMEICC 関連会合の開催支
援 (資料作成支援 (令和元年度に実施した AJCSD に関するアンケート調査結果の整理及び
AJCSD 技術ワーキンググループ (TWG) のミニッツ案作成等)、進行支援、議事録作成等)
を行った。

表 3. 1 本業務で開催支援を行った AMEICC 関連会合の概要

No.	会合概要	
1	会合名	第 6 回 AJCSD 技術ワーキンググループ (TWG) 会合
	開催日時	2020 年 8 月 5 日 (水) 11:00~13:00 (日本時間)
	開催場所	オンライン (主催国：タイ)
	参加者	参加国：カンボジア (官)、インドネシア (産)、ラオス (官)、マレー シア (官・産)、ミャンマー (官)、フィリピン (官・産)、シン ガポール (産)、タイ (官・産)、ベトナム (官) AMEICC 事務局：AOTS バンコク事務所 日本参加者：経済産業省 (METI) 化学物質管理課、製品評価技術基 盤機構 (NITE)、日本化学工業協会 (JCIA)、エックス都市研 究所 (EXRI)
	議事	・ アンケート調査結果を踏まえ AJCSD の今後の方向性 ・ TWG ミニッツの確認
	協議概要	・ アンケート調査結果に基づく AJCSD の今後の方向性について議 論。 ・ 各国は AJCSD のオペレータに最新の法規制情報のタイムリーな提 供に合意。 ・ 各国の法規制情報提供の具体的なタイムラインを特記するための TWG-AJCSD の TOR (Terms of Reference) 文書の改訂の検討に 合意。 ・ 改訂された TOR 文書は 2021 年の化学産業ワーキンググループ (WG-CI) にて議論。 ・ TWG-AJCSD が毎年開催される必要がないことに合意 (必要に応じ て、WG-CI やバーチャルでの議論も可能)。

No.	会合概要	
2	会合名	第 25 回化学産業ワーキンググループ (WG-CI) 会合
	開催日時	2020 年 8 月 6 日 (木) 11:00~14:00 (日本時間)
	開催場所	オンライン (主催国: タイ)
	参加者	参加国: カンボジア (官)、インドネシア (官・産)、ラオス (官・産)、マレーシア (官・産)、ミャンマー (官・産)、フィリピン (官・産)、シンガポール (産)、タイ (官・産)、ベトナム (官・産) AMEICC 事務局: AOTS バンコク事務所 日本参加者: 経済産業省 (METI) 化学物質管理課、素材産業課、製品評価技術基盤機構 (NITE)、日本化学工業協会 (JCIA)、エックス都市研究所 (EXRI)
	議事	・ AJCSD に関する報告 ・ 各国の化学産業の現状、最新動向 ・ 労働安全及びプロセス安全に関する 3 ヶ年活動計画の進捗状況 ・ プラスチックごみ管理の現在の状況 ・ ARCP (ASEAN Regulatory Cooperation Project) からの情報共有
	協議概要	・ TWG-AJCSD における協議結果について合意。 ・ 化学産業の現状、新型コロナウイルスにかかる対策、並びに化学物質管理 (法規制) について各国から報告。 ・ 日本より労働安全及び保安防災に関する 3 ヶ年活動計画に基づく活動の概要についての報告。 ・ 各国よりプラスチックごみの現状について報告。 ・ ARCP における活動状況についての情報共有。